



鳥取県公報

平成13年3月6日(火)
第7261号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による診療所の廃止の届出（福祉保健課）..... 1
	農地保有合理化事業規程の承認（経営指導課）..... 1
	県営土地改良事業計画の決定（耕地課）..... 2
	土地改良法による換地計画の決定の廃止（＼）..... 2
	保安林の指定予定（2件）（森林保全課）..... 2
	公共測量の実施（管理課）..... 3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）..... 4
	海岸保全区域の指定の一部改正（河川課）..... 4
	総合的設計によって建築される建築物の認定（建築課）..... 5
公 告	二級建築士試験等の実施（建築課）..... 5
正 誤	平成13年2月20日付鳥取県告示第83号中訂正..... 7
	平成13年2月20日付鳥取県告示第85号中訂正..... 7

告 示

鳥取県告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
メディカルカウンセリングルーム福田クリニック	西伯郡淀江町大字淀江1075	平成13年1月31日

鳥取県告示第132号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1項の規定に基づき農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 承認を受けた者の名称及び所在地
東伯町農業協同組合
東伯郡東伯町大字徳万558 - 1
- 2 承認年月日
平成13年2月28日
- 3 承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
農地信託等事業
農業生産法人出資育成事業
研修等事業
- 4 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域
東伯町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）

鳥取県告示第133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業穂波地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成13年3月7日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
倉吉市役所及び大栄町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第134号

平成13年1月26日付鳥取県告示第26号（土地改良法による換地計画の決定について）は、廃止する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第135号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市百谷字小碓羅364の1、365から369まで、字小滝370、字大滝371、字左り小碓羅372から375まで
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第136号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡郡家町大字郡家字妙楽460、字通り谷西平749、751の1、752の1、752の2、753の1、756の1、757の1、758の1、字明楽759、760の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、郡家町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第137号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局出雲工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（2級水準測量）
- 2 作業期間 平成13年2月26日から同年3月30日まで
- 3 作業地域 米子市及び境港市の中海東岸地域

鳥取県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画用途地域（境港市）
- 2 縦覧場所
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第139号

昭和40年鳥取県告示第523号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
海岸名	区 域	海岸名	区 域
略		略	
鳥取県鳥取沿岸 福部海岸岩戸地 区海岸	略	鳥取県鳥取沿岸 福部海岸岩戸地 区海岸	略
鳥取県鳥取沿岸 福部海岸湯山地区海岸	次の基点を順次に直線で結んだ線及び基点16と基点1を直線で結んだ線によって囲まれた区域のうち森林法第25条の2第2項の規定による保安林及び2164 - 775、2164 - 814、2164 - 773、202から208までを除いた区域 基点1 岩美郡福部村大字海土字高浜889 - 755の標柱1 基点2 基点1から253度03分30秒、100.47メートルの標柱2 基点3 基点2から247度47分50秒、200.07メートルの標柱3 基点4 基点3から232度10分50秒、104.01メートルの標柱4 基点5 基点4から252度39分20秒、200.70メートルの標柱5 基点6 基点5から240度32分20秒、201.81メートルの標柱6 基点7 基点6から249度48分00秒、200.15メートルの標柱7 基点8 基点7から246度39分00秒、200.13メートルの標柱8 基点9 基点8から265度41分30秒、209.90メートルの標柱9 基点10 基点9から248度30分50秒、200.07メートルの標柱10 基点11 基点10から246度47分40秒、200.11メートルの標柱11 基点12 基点11から237度19分40秒、101.82メートルの標柱12 基点13 基点12から338度05分00秒、353.50メートルの点 基点14 基点9から338度05分00秒、331.50メートルの点 基点15 基点6から338度05分00秒、396.00メートルの点 基点16 基点1から338度05分00秒、364.70メートルの点	鳥取県鳥取沿岸 鳥取西地区海岸	略
鳥取県鳥取沿岸 鳥取海岸鳥取西 地区海岸	略	略	
略			

鳥取県告示第140号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、総合的設計によって建築される各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 建築主

八頭郡郡家町大字郡家493

郡家町

郡家町長 和田 哲也

2 一団の土地の区域

(1) 位置 八頭郡郡家町大字福本6 - 1

(2) 面積 756.14平方メートル

3 建築物の数

(1) 認定に係る建築物の数 2棟

(2) 同一敷地内の他の建築物の数 なし

4 認定に係る建築物の用途、構造及び規模

(1) 用途 長屋建て住宅

(2) 構造 木造

(3) 規模 2階建

建築面積 238.38平方メートル

延べ面積 332.92平方メートル

5 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部建築課

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成13年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成13年3月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成13年7月1日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成13年9月23日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成13年7月22日(日) 午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成13年10月14日(日) 午前11時30分から午後4時まで

2 試験の会場

(1) 二級建築士試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

(2) 木造建築士試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画(建築設備の概要を含む。)

イ 建築構造(構造計算及び建築材料を含む。)

ウ 建築施工(施工契約及び敷地測量を含む。)

エ 建築法規(建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築士法並びにこれらの関係法令)

(2) 設計製図の試験

建築設計製図(仕様書の作成を含む。)

4 受験申込手続

(1) 受付期間及び場所

ア 平成13年4月9日(月)から同月13日(金)までの午前10時から午後4時まで

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市田園町三丁目375

イ 平成13年4月9日(月)及び10日(火)の午前10時から午後4時まで

鳥取県西部総合事務所 第12会議室 米子市糞町一丁目160

(2) 申込方法

次の書類を持参すること。

ア 受験申込書

イ 実務の経験を記載した書類

ウ 申請前6月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦5.5センチメートル、横4センチメートルのもの

エ 建築士法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

オ 建築士法第15条第1号に該当する者のうち実務の経験を必要とする者又は同条第2号若しくは第4号に該当する者にあつては、実務の経験を証する使用者の証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

カ 建築士法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

5 合格者の発表

平成13年12月14日(金)(予定)に合格者を通知する。なお、学科の試験の合格者には、平成13年9月7日(金)(予定)に通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成13年4月2日(月)から同月13日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)に配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市田園町三丁目375

鳥取県鳥取土木事務所建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県倉吉土木事務所建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県米子土木事務所建築住宅課 米子市糺町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成13年6月20日(水)(予定)から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場に掲示する。

(3) 受験手数料

受験手数料は、1万3,900円とし、所定の方法により納付すること。

(4) 問い合わせ先

鳥取県土木部建築課建築指導係 鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7391

正 誤

平成13年2月20日付鳥取県告示第83号(土地改良区の役員の退任について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 行	誤	正
6 下から1	灘波 昭雄	難波 昭雄

平成13年2月20日付鳥取県告示第85号(土地改良区の役員の就退任について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 行	誤	正
8 11	日比 重行	日比 重行
" 19	濱口 重雄	濱口 重雄

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成13年度（平成13年4月から平成14年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成13年3月26日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857 - 26 - 7023、7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月から 年 月まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。